

茨城県森林施業効率化促進事業（高性能林業機械レンタル支援事業）実施要領

（事業の目的）

第1 本県の森林の半数以上を占める人工林において、公益的機能の更なる向上と県産木材の利用を促進するため、間伐に加え主伐後の再造林を推進し、森林の若返りを図る必要があるが、森林整備を担う林業就業者の減少・高齢化が進行しており、林業労働力の不足が危惧されている。

このため、高性能林業機械のレンタル経費を助成し、高性能林業機械の導入促進等を図ることにより、作業効率を向上させるとともに労働力不足を補うことで、森林施業の低コスト化を推進する。

（事業内容）

第2 高性能林業機械のレンタル経費の助成を行うことにより、高性能林業機械の利用促進、効率的な作業の定着及び森林施業の低コスト化推進を図る。

（事業主体）

第3 事業主体は以下のとおりとする。

- 1 選定経営体（「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知、以下「通知」という。）に基づき、知事が選定した林業経営体。ただし、平成30年度においては、同通知の移行措置により知事が選定した林業経営体も含む。）
- 2 木材業者等登録事業体（茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき知事の登録を受けた事業体）

（高性能林業機械レンタル支援事業の実施）

第4 高性能林業機械レンタル支援事業は以下のとおり実施するものとする。

1 事業計画

- (1) 第3に掲げる事業主体（以下「事業者」という。）は、事業を実施しようとするときは、事業の内容等について、事業計画書（様式第1号）を作成し、見積書を添えて当該申請者の所在地を管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業計画書を作成するに当たり、事業者が主伐及び再造林を実施する計画を立てる場合においては、森林環境保全直接支援事業（国補造林事業）の採択基準に適合する計画とし、様式第1号「3 主伐及び再造林を実施する場合の事業の計画」に、事業の実施時期、実施面積及び対象樹種等を記載しなければならない。
- (3) 所長は、第1項の規定により計画書の提出があったときは、要望額（様式第2号）を取りまとめ、知事に報告するものとする。

2 事業の実施

- (1) 事業者は、レンタル機械を効率よく活用し、レンタル期間内の機械の稼働率が 50 パーセント以上となるようにする。
- (2) 事業者は、レンタル機械の稼働状況（日付、稼働箇所、作業内容等）を記録するものとする。
なお、当事業によるレンタル経費の補助対象は県内の民有林における稼働期間のみとする。
- (3) 事業者は、当該事業によりレンタル経費の助成を受けたレンタル機械の稼働期間中は、作業現場に茨城県森林湖沼環境税のシンボルデザインを掲示するなど、茨城県森林湖沼環境税のPRに努めること。
- (4) 事業者は、事業完了後速やかに、実施報告書（様式第3号）を作成し、所長に提出するものとする。なお、主伐及び再造林を実施する事業者にあつては、再造林完了後の写真及び施業図を添付することとする。
- (5) 所長は、事業者から提出された実施報告書の写しを添えて、実施報告書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

付 則

この要領は、平成20年6月11日から適用する

付 則

この要領は、平成21年5月15日から適用する。

この要領は、平成22年4月26日から適用する。

この要領は、平成23年3月29日から適用する。

この要領は、平成30年5月21日から適用する。